信用金庫電子決済等代行業者との契約内容

筑後信用金庫（以下「当金庫」）は、信用金庫法第８５条の５第３項に基づき、信用金庫電子決済等代行業者（以下「電子決済等代行業者」）との契約内容の一 部を公表いたします。

＜契約内容＞

１．利用者に損害が生じた場合の損害責任の分担について

電子決済等代行業者の提供サービスに関して、利用者に損害が生じた場合、電子決済等代行業者が利用者への対応窓口となり、損害を賠償または補償します。

２．電子決済等代行業者が取得した利用者情報の適正な取扱いおよび安全管理 のために行う措置、電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当金庫 が行う措置について

（１）電子決済等代行業者は、利用者情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ提供サービスの利用規約に従って取り扱うものとします。

（２）電子決済等代行業者は、提供サービスに関し、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざんまたはその他のネットワークへの不正アクセスまたは情報漏洩等を防止するために必要な措置を講じるものとします。

（３）当金庫は、電子決済等代行業者が利用者情報の取扱いおよび安全管理措 置を適切に行っていないと判断する場合、接続を停止することができるも のとします。

３．信用金庫電子決済等代行業再委託者※（以下「電子決済等代行業再委託者」）における、電子決済等代行業者が取得した利用者情報の適正な取扱いおよび 安全管理のために行う措置、電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合 に当金庫が行う措置について

（１）電子決済等代行業者は電子決済等代行業再委託者に対し、利用者情報の 取扱いおよび安全管理措置について自らと同等の義務を課し、これを遵守 させるものとします。

（２）当金庫は、電子決済等代行業再委託者が利用者情報の取扱いおよび安全管理措置にかかる義務を怠り、または、電子決済等代行業者が連鎖接続先 に対するかかる指導もしくは改善を適切に行っていないと判断する場合、連鎖接続の停止を求めることができるものとし、当該連鎖接続を停止しない場合には、接続を制限もしくは停止することができるものとします。

※ 信用金庫電子決済等代行業再委託者とは、信用金庫法施行規則第９９条 の４第２項に該当する事業者のことをいいます。

＜当金庫が契約を締結している電子決済等代行業者＞

※詳しくは**こちら**をクリックください

以 上